

大和市告示第 8 7 号

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市観光促進事業等補助金交付要綱（平成 2 1 年大和市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

（4）浚祭開催事業

第 2 条第 2 項第 2 号中「ものは」の次に「、」を加える。

第 4 条中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に改める。

第 5 条中「補助金の交付決定を受けた者」を「補助事業者」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。